

令和6年度第1回埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会）運営協議会 結果

- 1 日 時：令和6年5月8日（水）18：25～19：30
- 2 会 場：埼玉県地域医療教育センター（Zoomとの併用）
- 3 出席者：センター長、委員9名
- 4 内 容：
 - ・ 総合医局機構（地域医療対策協議会）における令和5年度活動状況及び令和6年度検討予定事項について
 - ・ 医学生向けの奨学金の返還免除要件について
 - ・ 総合医局機構（地域医療対策協議会）の運営体制について
 - ・ 令和7年度に開始する臨床研修の募集定員枠について
 - ・ 令和4年医師数に関する統計結果について

事務局から上記の議事及び報告事項について説明し、一部を除き案のとおり承認された。「医学生向けの奨学金の返還免除要件について」は案の一部修正あり。

【配布資料】

令和6年度第1回埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会）運営協議会について

議事（１）令和５年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会） 活動状況

医師確保・派遣委員会／医師派遣・キャリア形成検討部会

（１）開催日

委員会：令和５年７月１０日（対面・Zoom併用） 令和５年１２月２６日（対面・Zoom併用）
令和６年３月２６日（対面・Zoom併用）
部会：令和５年７月２５日（対面・Zoom併用） 令和６年 １月３１日（対面・Zoom併用）

（２）議 題

- ① 医師確保計画について
次期医師確保計画案について議論し、計画の策定を行った。
- ② 特定労務管理対象機関の指定について
令和６年４月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向け、対象医療機関を指定するに当たり議論し、指定した。
- ③ 協力型臨床研修病院新規指定について
申請のあった４病院（ふれあい生協病院、イムス富士見総合病院、東松山市立市民病院、富家病院）について審議し、指定した。
- ④ 令和６年度医師派遣方針について
医師育成奨学金貸与医師、研修資金貸与医師、自治医科大学卒業医師、寄附講座、医師派遣事業で令和６年度に派遣となる医師の決定を行った。
- ⑤ 令和７年度に開始する臨床研修の募集定員枠について
厚生労働省が示す本県の上限枠（５４２名）の範囲内で、各臨床研修病院の希望定員枠（５１６名）を調整し、決定した。

議事（１）令和５年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会） 活動状況

医師キャリア形成支援委員会／医師派遣・キャリア形成検討部会

（１）開催日

委員会：令和５年８月２４日（書面） 令和６年２月 ７日（対面・Zoom併用）
部 会：令和５年７月２５日（対面・Zoom併用） 令和６年１月３１日（対面・Zoom併用）

（２）議 題

- ① 令和６年度専門研修プログラムに対する国への意見について
 - ・令和５年９月、令和６年度専門研修プログラムについて、専攻医が都市部に集中しないよう効果的な対応策を検討すること等を要望した。
- ② 医学生向けの奨学金の返還免除要件について
 - ・特定地域における民間病院を加えるかなど、現行の運用から変更するかについて議論し、現段階では変更しないこととなったが、引き続き検討したい。
- ③ 令和５年度個別のキャリア形成プログラムの策定について
 - ・対象は県外医学生奨学金、地域枠奨学金の貸与を受けた医師２６名（臨床研修１年目）
 - ・キャリアコーディネーターが面談を行った。
 - ・対象者２６名のうち、２４名が県内、２名が県外（返還猶予）で臨床研修中。
希望する診療科は小児科６名、産婦人科２名、救急科８名、内科５名等（重複あり）であった。
 - ・委員会で素案について決定し、個別のキャリア形成プログラムを策定した。

議事（１）令和５年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会） 活動状況

地域医療教育センター委員会／運営企画部会

（１）開催日

委員会：令和５年１１月２０日（対面・Zoom併用）

部会：令和５年１０月２４日（対面・Zoom併用）

（２）議題

① 地域医療教育センターの利用状況・自主企画研修実施状況について

- ・地域医療教育センターの令和４年度の利用状況（計１７４件、計３，５４９名）と令和５年度（令和５年９月末時点）の利用状況（計１１１件、計２，６３４名）について報告した。
- ・地域医療教育センター自主企画研修会の開催状況について、令和４年度の実施状況（計２５回、計１，０２１名、再配信視聴者数８５０）と令和５年度（令和５年９月末時点）の実施状況（計１１回、計４１６名）、年度内の開催予定（計１４回予定、７４８名見込）を報告した。

② 令和６年度自主企画研修案について

- ・令和６年度は当初案として計２３回実施する計画を提示し、了承された。

③ 地域医療教育センターの機器について

- ・使用頻度の高い高額機器のうち損耗が認められる機器１０製品について、令和４年度中にリース契約を順次締結したことを報告した。また、令和５年度中にリース物品の保守契約の締結手続きを進めることをあわせて報告した。
- ・その他、今後更新等の対応が必要と想定される機器について報告した。

議事（１）令和５年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会） 活動状況

看護職員確保委員会

（１）開催日

第１回 令和５年１１月 ７日（対面・zoom併用）

第２回 令和６年 １月３０日（対面・zoom併用）

（２）議 題

① 准看護師養成のあり方について

- ・ 第１回委員会では、准看護師に係るデータについて検討、議論を行った。本県において准看護師養成所への入学者の年齢層が他都道府県と比較して高いことについては、入学者の属性や入学目的が多岐にわたることに関係しているなどの意見があった。
- ・ 第２回委員会では、准看護師養成所への入学者が減少傾向にある現状を踏まえ、県医師会の協力のもと実施した各養成所に対する調査結果を報告した。少子化等の影響から、多くの准看護師養成所が今後の学校運営に不安を抱いている。
- ・ 准看護師養成に係る課題は准看護師のみに限ったものではなく、本県における看護職員全体の養成・確保がどうあるべきかの検討につながるとの結果に至った。

② 令和４年衛生行政報告例の公表結果について（参考資料１）

- ・ 令和５年１２月に国が公表した令和４年末の就業看護職員数について報告した。
- ・ 本県の看護職員数は、これまで増加傾向にあったが、今回減少に転じ、中でも准看護師の減少が大きかった。また、就業場所別では、介護保険施設等における減少幅が目立った。

③ 看護職員確保委員会運営要綱について（参考資料２）

- ・ 当委員会のみ運営要綱が未制定だったため、第１回委員会において事務局案の承認をいただき制定した。

令和5年度埼玉県総合医局機構の取組実績

資料2

臨床研修医

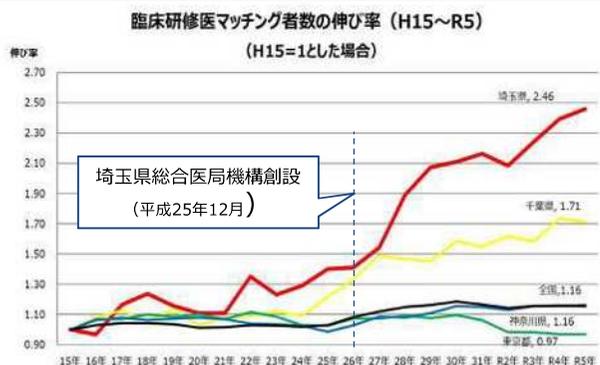
令和5年（令和6年度開始）
臨床研修医マッチング者数

406人（全国7位）

▶増加数(H15→R5) **241人**（全国**1位**）

▶伸び率(H15→R5) **2.46倍**（全国**1位**）

●特に**総合医局機構創設以降**の伸びが好調



医師数

令和4年12月31日現在

13,224人（全国7位）

▶増加数(R2→R4) **167人**（全国7位）

この10年間 **2,536人**（全国5位）

▶増加率(R2→R4) **1.3%**（全国23位）

この10年間 **23.7%**（全国1位）

キャリアステージに応じた医師の確保・支援

高校生

▶高校生の志養成

・大学病院での模擬医療体験（R5：**23人**）

▶医学生向け奨学金制度

・県外医学生**100人**、地域枠医学生**187人**に貸与

・令和5年度は**135人**が義務従事中、**2030年**には**400人規模**へ

・説明会・面談実施（5年生**27人**、6年生**28人**）

医学生

▶県内臨床研修病院への誘導

・臨床研修病院オンライン説明会（R5：**15病院**出展）※1/20（土）開催

▶ウェルカム交流会の実施

・臨床研修医を激励するためのイベントを開催（R5：**154人**）

▶研修資金制度（産科・小児科・救急科への誘導・確保）

・臨床研修医**3人**、後期研修医**27人**に貸与

研修医

▶キャリア形成支援

・個々の奨学生に対応したキャリア形成支援プログラムの作成（R5：**26人**）

▶専攻医（後期研修医）の県内誘導

・本県で専門研修を受講する魅力を県内外にPRする特設サイトを開設

▶地域医療教育センターの運営

利用実績 （令和5年度）	利用件数	利用者数
	227件	5,423人

・学会認定研修や手技向上のための研修（R5：**23回、869人**）

・新型コロナウイルス感染症に関する研修（R5：**2回、188人**）※いずれもR6.3末時点

専門医

▶医師バンク・女性医師支援

・医局機構ホームページ（コバトンドットメド）にて求人情報（医師バンク）を常設

・女性医師支援センター（女性医師の復職支援・相談対応）

指導医

▶医師派遣・自治医大卒業医師派遣・寄附講座

・小児二次救急医療体制の充実のため地域の拠点病院への医師派遣

・医師確保が困難な地域への自治医大卒業医師派遣（R5：**18人**）

・県の政策医療を担う病院へ寄附講座による県外大学病院からの医師派遣

医師確保対策の推進

【予算額】913,094千円

目的

医師の不足及び医師の偏在を解消するため、医学生に奨学金を貸与すること等により医師の確保を図るとともに、若手医師の県内医療機関への誘導・定着を促進する。

事業概要

1 医師を確保する取組 913,094千円

(1) 埼玉県総合医局機構による医師確保対策の推進（一部新規） 105,039千円

臨床研修医の県内医療機関への誘導、地域医療教育センターの運営など、埼玉県総合医局機構において一元的・総合的な医師確保対策を実施する。

新規・拡充内容

➤ 埼玉県研修病院セミナーの開催【新規】

医学生、研修医、臨床研修病院、専門研修病院を一堂に会し、病院説明会及び交流事業を開催することにより、医師の縦横のつながりを形成し、県内定着を推進



地域医療教育センターでの研修

(2) 医学生・研修医の誘導・定着促進（一部新規） 798,254千円

医学生向け奨学金や研修医向け研修資金を貸与することにより、医師不足の診療科や地域への医師の誘導・定着を促進する。

新規・拡充内容

➤ 地域枠奨学金の拡充【拡充】

地域枠奨学金の貸与枠を7大学45名から8大学47名に拡大

地域枠奨学金貸与 6年間
(医学部)



指定医療機関で勤務 9年間



(3) 埼玉県専門研修プログラムNaviの運営 9,801千円

県内の専門研修プログラムを紹介する特設WEBサイトの内容を充実させ、本県で研修を受講する魅力を具体的にPRし、専攻医の誘導を図る。



埼玉県出身
日本初の女性医師
荻野 吟子

埼玉県で専門研修を受講してみませんか☆
こちらから確認してね!→



議事（１）令和６年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会）における検討予定事項

※ 各委員会年2回程度開催予定

医師確保・派遣委員会／医師派遣・キャリア形成検討部会

① 臨床研修医の募集定員の調整について

厚生労働省から配分される定員の範囲内で、地域医療対策協議会の意見を聴きながら県内臨床研修病院の定員調整を行う。（令和８年度臨床研修開始分）

- ・ 各臨床研修病院には予め希望する定員を照会し、定員調整を実施。
- ・ 意見聴取後は厚生労働省に報告し、各臨床研修病院に結果を通知する。

② 令和７年度の地域枠奨学金について

令和７年度地域枠の新設に向け大学と調整状況について検討する。

③ 特定労務管理対象機関の指定について

医師の時間外労働の上限規制に当たり、医療機関から申請があった際には、指定について意見を伺う。

議事（１）令和６年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会）における検討予定事項

※ 各委員会年2回程度開催予定

医師キャリア形成支援委員会／医師派遣・キャリア形成検討部会

① キャリア形成プログラムについて

奨学金貸与者向けキャリア形成プログラムについて検討する。

- ・ 令和6年3月医学部卒業生28名の個別のプログラムを作成予定。

② 専門医制度について

国から専門研修に関して協議があった場合に、都道府県は、地域医療対策協議会に専門医制度による地域の医療提供体制の確保に与える影響について確認した上で、国に意見を述べる。

議事（１）令和６年度 埼玉県総合医局機構（地域医療対策協議会）における検討予定事項

※ 各委員会年2回程度開催予定

地域医療教育センター委員会／運営企画部会

① 運用状況及び今後の利用促進について

現在の状況報告及び今後の利用促進について検討する。

② 自主企画研修について

令和７年度において実施する自主企画研修の方針等について議論、検討する。

看護職員確保委員会

① 本県における看護職員の養成・確保について

令和５年度における検討を踏まえ、これまでの准看護師養成のみでなく看護師養成も含め、看護職員全体の視点から、今後の看護職員の養成・確保について、議論、検討する。

議事（２）医学生向けの奨学金の返還免除要件について

- 医学生向け奨学金の返還免除要件について、特定地域における民間病院を加えるかなど、現行の運用から変更するかについて検討する。

現行の医学生向け奨学金の返還免除について

医師免許を得た後、直ちに貸与期間の1.5倍の期間、特定地域^(※1)の公的医療機関^(※2)又は特定診療科等^(※3)に医師として引き続き勤務をしたとき、奨学金の返済が免除となる。

※1 特定地域：秩父、北部、利根、川越比企（北）の各医療圏

※2 公的医療機関：医療法31条により、都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が定める者(日本赤十字社、済生会等)が開設する医療機関

※3 特定診療科等：小児科、産科、救命救急センター

特定地域の公的医療機関

①秩父市立病院、②国民健康保険町立小鹿野中央病院、③深谷赤十字病院、④埼玉県立循環器・呼吸器病センター、⑤小川赤十字病院、⑥東松山市立市民病院、⑦済生会加須病院

議事（２）医学生向けの奨学金の返還免除要件について

県の対応（案）

現行では特定地域で勤務する際の返還免除要件を公的医療機関での勤務に限定している。公的医療機関は、医療法31条により地方自治体や日本赤十字社、済生会等が開設する医療機関で、医療のみならず保健、予防、医療関係者の養成、へき地における医療等一般の医療機関に常に期待することのできない業務を積極的に行うこととされている。

また、公的医療機関の運営には公費が投入され、地域の中核的な医療機関として不採算医療も担うなどの役割も果たしている。

奨学金貸与者の義務従事の状態をみると、特定地域の公的医療機関に勤務する者は民間病院に対象を拡大するほど多いとは現時点では言えない。

以上のことから、義務従事先については、奨学金貸与者の義務従事の状態を踏まえ引き続き民間病院への拡大を検討しつつ、当面現行の運用としていく。

議事（２）医学生向けの奨学金の返還免除要件について

県の対応 ~~（案）~~

現行では特定地域で勤務する際の返還免除要件を公的医療機関での勤務に限定している。公的医療機関は、医療法31条により地方自治体や日本赤十字社、済生会等が開設する医療機関で、医療のみならず保健、予防、医療関係者の養成、へき地における医療等一般の医療機関に常に期待することのできない業務を積極的に行うこととされている。

また、**公的医療機関は、地域の中核的な医療機関として不採算医療も担うなどの役割も果たしている。**

奨学金貸与者の義務従事の状態をみると、特定地域の公的医療機関に勤務する者は民間病院に対象を拡大するほど多いとは現時点では言えない。

以上のことから、義務従事先については、奨学金貸与者の義務従事の状態を踏まえ引き続き民間病院への拡大を検討しつつ、当面現行の運用としていく。